



Grant Thornton

An instinct for growth™

ベトナムにおける移転価格に関する 事前確認 (APA) のプロセス

22 June 2015



移転価格に関する事前確認 (APA)

事前確認 (APA) とは、税務当局と納税者の間、または、税務当局と納税者およびベトナムが租税条約を締結している国・地域の税務当局との間で、一定の期間を対象にして、課税標準、移転価格算定方法、または、独立企業間価格を具体的に確認する文書による合意です。

ベトナムでは、APAの適用を希望する対象期間の法人所得税確定申告書を提出する前に、APA申請書類を提出する必要があります。

ベトナムで適用されるAPAの形態：

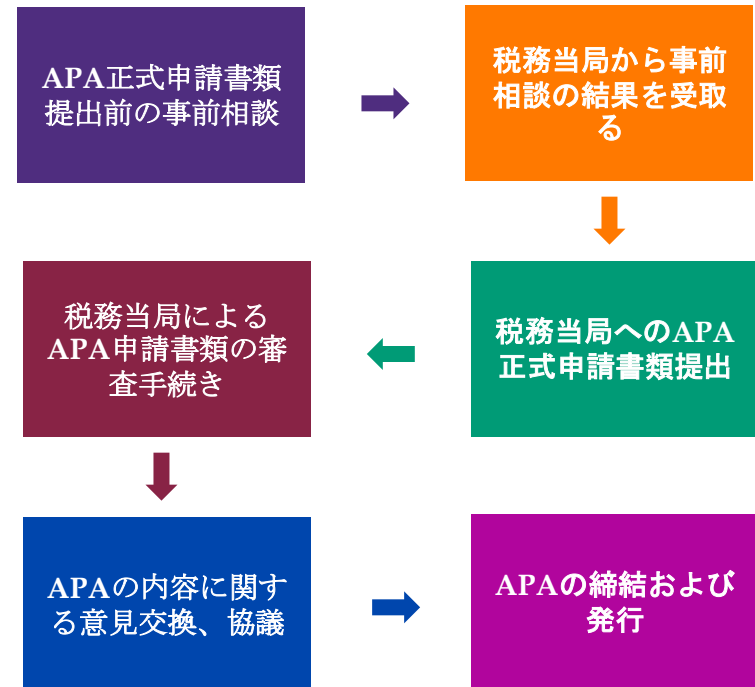
- 一国内で確認を取るユニラテラル APA: 納税者とベトナム税務当局との間で締結される合意。
- 二国間 (バイラテラル) または多国間 (マルチラテラル) APA: 納税者、ベトナム税務当局、および、関連国・地域の単数または複数の税務当局との間で締結される合意。

APAの有効期間： ベトナムにおける規定では、APAの有効期間は、最長5年間です。

APAの適用対象となる取引：

APAは、関連者間の事業過程における物品・サービスの購入、販売、交換、賃借、賃貸、移転、譲渡の取引（以上をまとめて事業取引と呼びます）に対して適用することができます。但し、価格に関する法令の規定に基づいて、国家による価格調整対象となり価格安定化が実施される物品・サービスに関連する事業取引を除きます。

2013年12月20日付け財政省 Circular 201/2013/TT-BTC (“Circular 201”) のガイダンスによれば、ベトナムにおけるAPA適用のプロセスは以下の通りです。



移転価格に関する事前確認 (APA)

APA適用の書類手続きを具体化するために、財政省は、書類手続きに関するガイダンスとなる2015年3月23日付け Decision No. 558/QD-CT を発行しました。概要は以下の通りです。

- 正式申請書類提出前の事前相談の申請。
- APA適用の正式申請。
- 二国間（バイラテラル）合意。
- APAの申請取り下げ、および、協議の停止。
- APAの改定。
- APAの取消し。
- 年次および随時のAPA報告。
- これによれば、各地方税務局の管理対象となる年次および随時のAPA報告を除いて、その他の書類は、税務総局が直接に受理して処理します。
- APA適用の書類手続きに関して、以下のような事項に留意する必要があります。

1. 正式申請書類提出前の事前相談の申請

- 事前相談の申請に使用する様式 No. 1/APA-TC では、以下のような情報を書き入れます。
- 適用を申請するAPAの形態、および、適用を申請する期間。
- APAの対象となる関連者間取引、および、関連者間取引に携わる関連者に関する詳細情報。

- 資産、機能、リスク、および、APA適用条件に関わる重要な前提についての分析。
- 既に行われた税務調査の概要。
- 外国当局と締結済みのAPAに関する情報、および、外国税務当局の考え方（該当がある場合）。

2. APA適用の正式申請

- 正式申請に使用する様式 No. 2/APA-CT は、Circular 201 にて発行されています。この申請書では、APA適用申請に関わる各種取引、関連者間取引に携わる当事者、および、以下のような重要な情報について詳細情報を提出します。
- APA適用の申請対象となる期間中に実施が予測される納税者の事業戦略についての説明。
- 事業分野の経済情報分析。
- APA適用の申請対象となる期間における納税者および各関連者の機能、使用資産およびリスクの分析。
- APAの適用申請をする年度の直前3年間の監査済財務諸表、アニュアルレポート、および、法人所得税確定申告書。
- 独立企業間価格の算定方法に関わる資料。
- APAの適用申請書類は、ベトナム語で記載する必要があります。二国間または多国間でのAPA適用申請書類については、ベトナム語で記載した申請書類に英語の翻訳版を加えます。

移転価格に関する事前確認 (APA)

3. 二国間 (バイラテラル) APA

二国間APAの適用を希望し、議論・協議をするに際して外国税務当局との連絡・進展促進のために税務当局の支援を必要とする納税者に対して適用されます。納税者は、関連する租税条約の規定に基づいて、二国間APAの手続き開始申請書類を提出します。納税者は、様式 No. 4/APA-MAPに基づいて、二国間APAの手続き開始申請書を用意する必要があります。この申請書では、二国間APAの適用申請をする理由を述べます。

その他、関連外国税務当局が発行した証票・資料（関連者間取引からの所得に対する二重課税をもたらすような追加納税・更正の通知または決定など）も同時に提出する必要があります。

4. APAの申請取り下げ、協議の停止、APAの改定および取消し

納税者は、APA協議の停止、APAの改定または取消しに関する依頼書を税務総局へ送付します。税務総局は、この取消しなどについての結果を通知する文書を送付します。

5. 年次および随時のAPA報告

年次のAPA報告は、様式 No. 3/ APA-BC に基づいて作成し、納税者を直接管轄する地方税務局へ、法人所得税確定申告書と一緒に提出します。

APAの実施継続、または、損益に重要な影響を与える出来事が発生した場合、影響を与える出来事が生じてから30日以内に、随時のAPA報告を税務当局へ提出します。



Grant Thornton Vietnam からのアドバイス

移転価格リスクの管理、および、独立企業間価格算定に関する規定順守のためのAPA適用に関する Grant Thornton Vietnam からのアドバイス

- APAの適用は、税務リスクの効果的な管理方法だとされています。APAは、米国、カナダ、日本、中国、シンガポールなどの国々で多くの多国籍企業により適用されてきています。
- APAの適用において考慮すべき最も重要なことは、APA適用のために必要な情報の収集にかかる時間とコストの問題です。更に、APA申請書類では、事業戦略や財務情報など重要かつデリケートな多くの情報の提供を要請されます。
- 現在、弊社の知る限りでは、税務総局からAPA申請書類の承認を得た納税者はまだ無く、ベトナムでのAPA適用はまだ試験的な段階にあります。従って、実際の書類作成、提出そして説明の過程には、多くの時間を費やすことになると思われます。

独立企業間価格算定に関する規定の順守具合、移転価格リスク、および、APA適用の可能性についての評価にあたり専門家の支援をご検討される場合には、Grant Thornton Vietnam へお問い合わせ下さい。



Contacts

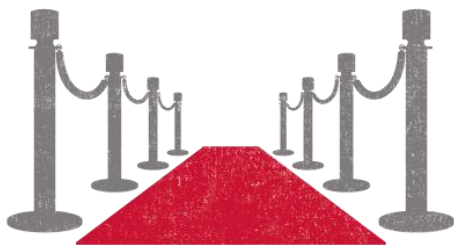
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトにアクセス下さい。

www.gt.com.vn



Hanoi Office

Floor 18th, Hòa Bình International Building
106 Hoàng Quốc Việt
Quận Cầu Giấy, Hà Nội
Việt Nam
ĐT +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688

Hoàng Khôi

Partner in Tax Services
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyễn Đình Du

Partner in Tax Services
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Clients
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Phạm Ngọc Long

Director in Tax Services
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

Floor 28th, Saigon Trade Centre Building
37 Tôn Đức Thắng
Quận 1, Tp. Hồ Chí Minh
Việt Nam
ĐT +84 8 3910 9100
F +84 8 3914 3748

Nguyễn Hùng Du

Partner in Tax Services
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Director in Tax Services
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Trần Hồng Mỹ

Director in Tax Service
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Trần Nguyễn Mộng Vân

Director in Tax Services
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Clients
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Nguyễn Bảo Thái

Senior Manager in Tax Services
D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

Questions & feedback

